

11 日	9:00～ 11:00	分科会 ①特定適格消費者団体をめざす団体会議 消費者裁判手続特例法最高裁規則解説 特定適格消費者団体の認定申請準備報告 等 ②適格消費者団体を目指す団体会議 適格消費者団体認定の報告 等	43 人 57 人
	11:00 ～12:30	事務局意見交換会	約 50 人

全体会 適格消費者団体連絡協議会

初日の適格消費者団体連絡協議会の冒頭では、東京都生活文化局消費生活部の三木暁朗部長にご挨拶いただき、続いて日本 NPO センター特別研究員の椎野修平氏より、「消費者団体における組織基盤の強化とは～それを支える資金源と情報発信のあり方～」と題する講演をいただきました。講演では、講師からの問い掛けに、参加者がイエスかノーかで異なる色の紙を挙げて、各団体の傾向やタイプを判断しながら、自身の団体では何ができていて、何ができていないのかを自覚しつつ講演を聴くことができました。参加者からは、組織基盤の強化や広報の仕方、資金源の多様化、寄附の募り方等について大変興味深い講演だったとの声を多くいただきました。

次に、全国消団連共同代表の岩岡宏保氏より、消費者被害防止救済基金（仮称）の構想、準備状況が報告され、適格消費者団体が差止請求訴訟などで資金援助を受けることができる基金として、参加団体にも支援協力を呼びかけました。

消費者庁報告では、着任早々の岡村和美長官にご挨拶をいただき、消費者制度課長の加納克利氏より、消費者契約法の改正による差止請求権の拡大、政策企画専門官の小田典靖氏より施行規則・ガイドラインの改正点等を解説いただきました。参加者から、恒常的に消費者庁職員の参加を要望する声もかなりありました。

最後に5つの適格消費者団体から、最近の差止請求訴訟の内容、裁判外の差止請求の事例などの報告と質疑を行いました。

分科会 ①特定適格消費者団体をめざす団体会議

消費者裁判手続特例法に関する最高裁規則について、京都消費者契約ネットワーク副理事長の野々山宏弁護士がスライドで会議参加、解説いただきました。また、消費者庁の消費者団体訴訟制度支援検討会報告にについての意見書を適格消費者団体連名で提出するため、その内容を検討確認しました。加えて、消費者支援機構関西と消費者機構日本から、それぞれ特定適格認定申請に向けた準備状況を報告、交流しました。

分科会 ②適格消費者団体を目指す団体会議

適格消費者団体を目指す団体会議では、消費者支援ネットくまもと、佐賀消費者フォーラムより、適格消費者団体の認定申請にあたっての準備について、埼玉消費者被害をなくす会からは、行政からの業務委託事業について報告をいただきました。適格消費者団体を目指す団体の参加者からは、事務所準備や行政からの補助金、会員募集等について様々細かな質問が多く出されましたが、報告者はそれに丁寧に答えていただきました。

事務局意見交換会

会計・税務処理や行政の補助金・委託事業収入に関する質疑応答をしながら、事務局の実務的な問題に関して情報交換を行いました。

3. 消費者志向経営セミナー開催案内

第 23 回消費者志向経営セミナー「消費者法制の基礎セミナー」のご案内

当機構では、昨年に引き続き 10 月 26 日（水）午後に「消費者法制の基礎セミナー」と題した第 23 回消費者志向経営セミナーを開催いたします。

このセミナーは、法律専門家から消費者法制の概要や消費者契約法を中心とした具体的な差止請求事例のご紹介をし、最後に日頃消費者から相談を受けている消費生活相談員の方からの事業者の皆様への要望事項をお伝えします。また、今年度は、消費者契約法や特定商取引法の改正内容を盛り込みます。

このような消費者法制のセミナーは他団体ではあまり実施されていないため、法務・コンプライアンス部門およびお客様相談窓口等の顧客対応部門に今年配属された新任担当者の方々や、消費者法制の基礎的な学習をしたい方には有効なセミナーとなります。

記

1. テーマ 消費者法制の基礎セミナー
2. 日 時 2016 年 10 月 26 日（木）13 時 30 分～17 時 00 分（受付 13 時～）
3. 会 場 主婦会館プラザエフ 5 階会議室
4. 参加費 お一人様 7,000 円
5. 対象者 企業・団体の法務・内部統制・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約担当部門の新任担当者
消費者法制の基礎的な学習を希望する方
6. 参加人数 50 名（先着順）
7. タイムスケジュール（予定）

時 間	内 容	講 師
13:30～16:10 適宜、休憩	○消費者法制の概要 消費者問題と消費者法の歴史 消費者法の種類 ○各法律の概要 消費者基本法、消費者安全法、 消費者契約法、特定商取引法、 景品表示法、食品表示法 ○事業者として注意すべき点 消費者団体訴訟制度（差止請求事例）	弁護士 佐々木 幸孝 氏 （東京弁護士会 消費者問題特別委員会委員 専修大学法科大学院客員教授 消費者機構日本副理事長）
16:10～16:20	質疑応答	
16:20～16:30	休憩時間	
16:30～17:00	○消費生活相談の業務とは ○最近の消費生活相談の傾向と特徴 ○事業者への要望	消費生活相談員 大谷 聖子 氏 （日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室副室長 消費者機構日本理事）

4. 株式会社アイダ設計（建築請負事業者）の建設工事請負契約書の是正協議を終了しました。

消費者機構日本は消費者からの情報提供を受け、株式会社アイダ設計（埼玉県さいたま市）に対して、当該事業者が使用する建設工事請負契約書にある次の条項について、是正を求めました。

- ①解除に伴う違約金を請負金額 20%と定めた条項
- ②裁判管轄を東京地裁のみに定めた条項
- ③瑕疵について修補の請求以外、契約解除や損害賠償請求等ができない条項

当該事業者は、当機構の申入れの内容を受け入れて、建築工事請負契約書を改定したため、本協議を終了しました。

当該事業者は、改定後の建築工事請負契約書を 2015 年 8 月 1 日から使用を開始しています。本件につきましては、合意書を締結して協議を終了しました。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160808_01.html

5. 消費者委員会消費者契約法専門調査会が再開されました

～消費者契約法専門調査会が再開 9 月 7 日に第 25 回会議が開催されました～

近年の高齢化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化等をふまえ、平成 26 年 8 月に内閣総理大臣から消費者委員会に対して、「消費者契約法の規律の在り方」についての諮問が行われました。その後、消費者契約法専門調査会が設置され、合計 24 回の審議を経て、平成 28 年 1 月に諮問に対する答申がなされました。

消費者庁では消費者委員会の答申を踏まえ法制化作業を行い、国会審議を得て、平成 28 年 6 月に改正消費者契約法が公布されました。改正概要は下記のとおりです。

しかし、同専門調査会における審議時間との関係から、「勧誘要件の在り方」「不利益事実の不告知」「困惑類型の追加」「平均的な損害の額」「立証責任」「条項使用者不利の原則」「不当条項の類型追加」等については、引き続きの検討課題となっております。

今回、再開された同専門調査会では、上記の積み残し課題を中心に審議が行われる予定ですが、先日開催された第 25 回会議では、消費者委員会の事務局側から、優先順位をつけて検討を行いたいとの方向性が示されたことから、各委員からは「勧誘の困惑類型の更なる検討をのぞむ」「成年年齢引き下げの議論があることをふまえた検討が必要」「ネット広告の議論を深めるべき」等との意見が出されました。

また、再開後の同調査会には、再開前の継続委員に加え、新たに消費者側委員と事業者側委員が各 2 名追加就任（計 18 名）しました。消費者側委員としては、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会から有山雅子理事、消費者機構日本からは磯辺浩一専務理事が参加しています。

<改正消契法概要>

- 新たな取消権が規定：過量な内容の契約の取消しが可能となります。
- 取消し対象の追加：不実告知の重要事項の範囲が拡大されます。（「契約締結の動機にかかわる事項」が追加）
- 取消権の行使期間の伸長：短期の取消権の行使期間が 6 か月から 1 年に伸長。
- 契約条項の無効類型の追加：「事業者の債務不履行等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項」が無効となります。
- 10 条に例示が追加：一般的な法理等も含むとして 10 条前段に、「消費者の不作为をもって意思表示をしたとみなす条項」との例示が追加されます。など

6. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報（8月1日～8月31日分）

- 各適格消費者団体（14 団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(8月1日～8月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■8月8日：株式会社アイダ設計（建築請負事業者）の建設工事請負契約書の是正協議を終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_16o8o8_o1.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■8月16日：(株)メディアハーツより回答猶予の連絡書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2182.html ■8月25日：株式会社アイディール・ライフに対して再申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2192.html ■8月25日：株式会社ボードウィークに対して申入終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2196.html ■8月25日：株式会社ブライド・トゥー・ビーに対して、連絡書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2199.html
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■8月24日：プロバイダサービス「MOU」を運営する(株)DEXの当団体に対する交渉姿勢は、消費者利益の保護の観点から、問題があると判断せざるを得ないため、総務省に対して情報提供を行い、適切な対応を行うよう要請しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000628</p> <p>■8月24日：プロバイダサービス「iSmart接続ーFひかり」を運営する(株)フォーバルテレコムとの契約時の手続きなどの改善を求めてきましたが、初期解除ルール導入等の改善があり、要請活動を終了しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000627</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■8月1日：株式会社ベルカディアに対して「協定締結書の申し込みについて」を送付しました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#160801</p> <p>■8月15日：株式会社ベルカディアから「申入書に対する御回答」が届きました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#160815</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■8月24日：有限会社ギブアンドギブ回答受領の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/678</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>■8月20日：消費者庁の地方移転に関する意見書を発出しました。 http://net-kuma.com/activity/2016/08/post-4.html</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

 <p>COJ CONSUMERS ORGANIZATION OF JAPAN</p>	<p>適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本 発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077</p>
--	--